政　令

内閣府本府組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十九号

内閣府本府組織令等の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項、第四項、第九項及び第十項、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第六項並びに第二十一条第五項、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十二条第三項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十六条第二項及び第二百三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第一条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「七人」を「八人」に改める。

第二条中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四　エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に属する行政財産及び物品の管理に関すること。

第二条中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第四十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四十一号中「第十四条第十五号」を「第十四条第十一号」に改め、同号を同条第四十号とし、同条中第四十二号を第四十一号とし、第四十三号から第四十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第三号(22)中「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の下に「（平成十六年法律第百十二号）」を加え、同号中(52)を(54)とし、(40)から(51)までを(42)から(53)までとし、同号(39)中「(37)及び(38)」を「(39)及び(40)」に改め、同号(39)を同号(41)とし、同号中(38)を(40)とし、(35)から(37)までを(37)から(39)までとし、同号(34)中「(33)」を「(35)」に改め、同号(34)を同号(36)とし、同号中(33)を(35)とし、(29)から(32)までを(31)から(34)までとし、(28)の次に次のように加える。

(29)　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策に関すること。

(30)　原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。

第十三条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の経理に関すること。

六　エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に属する行政財産及び物品の管理に関すること。

第十四条中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号から第二十三号までを三号ずつ繰り上げる。

第二十条第三項中「四十二人」を「四十四人」に改める。

附則第三条に後段として次のように加える。

この場合において、第十五条第五号中「宇宙航空研究開発機構分科会」とあるのは、「宇宙航空研究開発機構分科会、原子力安全基盤機構分科会」とする。

附則第三条の表に次のように加える。

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）附則第十六条第一項の政令で定める日	独立行政法人評価委員会原子力安全基盤機構分科会の庶務に関すること。

附則第三条の二第一項中「(34)」を「(36)」に、「(33)」を「(35)」に改める。

附則第六条第四項を削る。

（原子力規制委員会組織令の一部改正）

第二条　原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第六条」に、「第八条」を「第七条」に改める。

第二条中「次の二部」を「原子力規制部」に改め、「原子力規制部　放射線防護対策部」を削る。

第三条第二十六号及び第二十七号中「技術」の下に「、原子力事故による災害の防止及び核燃料物質の防護」を加え、同条中第二十八号を第三十三号とし、第二十七号の次に次の五号を加える。

二十八　国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

二十九　放射線による障害の防止に関すること。

三十　放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関する基本的な方針の策定及び推進並びに関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

三十一　放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

三十二　核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

第四条第一号及び第二号中「及び放射線防護対策部」を削る。

第五条を削る。

第六条中「六人」を「七人」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項の表長官官房の項中「三」を「六」に改め、同表放射線防護対策部の項を削り、同条第二項の表長官官房の項中「六人」を「五人」に改め、同表放射線防護対策部の項を削り、同条を第六条とし、第三章中第八条を第七条とする。

附則に次の一項を加える。

（総括整理職の設置期間の特例）

3　第五条の総括整理職のうち一人は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第三条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一三、六九二人」を「一三、七二三人」に改め、同表環境省の項中「二、七八八人」を「二、七五七人」に改める。

（内閣府独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第四条　内閣府独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「内閣府大臣官房企画調整課」を「内閣府本府に置かれる政策統括官」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第五条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「所管省（」を「所管府省（内閣府、」に改め、同条第二項及び第四項中「所管省」を「所管府省」に改める。

第五十一条第一項第八号及び第十四号中「次条第一項第五号」を「次条第一項第六号」に改める。

第五十二条第一項第三号中「規定する交付金」を「掲げる交付金及び同項第五号に規定する委託費」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号ハ中「同項第二号」の下に「から第四号まで及び第六号」を加え、「及び第十七号」を削り、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号ホ中「第七号イ」を「第八号イ」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　電源開発促進勘定に係る事務のうち、前条第七項第十七号に規定する措置に関する事務　内閣府令・環境省令で定める区分に応じ、内閣総理大臣又は環境大臣

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

第六条　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表内閣府の項中「一三、七一四人」を「一三、七四五人」に改め、同表環境省の項中「二、八一三人」を「二、七八二人」に改める。